

平成 29 年度 就学援助の実施について

千代田区内に住み、経済的理由によって義務教育への就学が困難な児童や生徒の保護者に対して、必要な援助として、給食費や学用品などの学校教育にかかる費用の一部を助成しています。

千代田区では、平成 29 年度から実情に即して、就学援助制度を拡充等することとしました。

1 拡充内容等

(1) 準要保護該当の基準の見直し

準要保護該当基準について、生活保護基準の適用年度を直近のものとし 1.2 倍から 1.3 倍に見直します。

(2) 修学旅行への助成拡充

修学旅行の助成額 9 万円を限度としていましたが、旅行先が海外の場合は、旅行費用の半額まで助成を拡充を行います。(実費の半額または 9 万円のどちらか高いほうが助成限度額)

(例) 旅行先が海外の場合の実費額が 250,000 円の場合は、半額の 125,000 円を補助

(3) 中学校入学準備金の助成

「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」の支給時期を中学入学後から入学前にするため、中学校入学準備金を整備します。

※ 平成 29 年度は、新中学校 1 年生の児童の保護者に対し、従前のおり入学後に助成します。平成 30 年度に中学校に入学する現在小学校 6 年生の児童の保護者に対して、6 年生在校中の平成 30 年 3 月に助成します。

2 周知等

平成 29 年度 5 月上旬に各学校を通じて保護者に周知予定。